

台湾基隆市交流協定締結1周年記念事業業務委託事業者 募集要領

1 目的

台湾基隆市交流協定締結1周年記念事業を実施するにあたり、当該事業の企画・運営にあたる委託事業者を募集する。

2 業務概要

- (1) 業務名 台湾基隆市交流協定締結1周年記念事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 開催日 平成30年9月1日(土)
- (4) 提案上限額 ¥2,000,000-(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 本手続きへの参加表明書の提出日現在で、本市物品等入札参加資格者名簿(業種:80企画・制作、営業種目:8004イベント)に登録されている企業であり、委託業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。
- (2) 高松市内に本社・本店を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市が発注する契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。

4 参加表明書等の提出等

(1) 提出書類

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、参加表明書(様式第1号)を提出すること。なお、参加表明書を提出後、辞退する場合は辞退届(様式第2号)を提出すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

本要領に基づく提案書の提出を希望する事業者は、(5)の提出場所に持参するか、郵送（配達記録が残る方法に限る。）により参加表明書を提出すること。なお、持参以外の方法による場合は、電話にて受付の確認を行うこと。

(4) 提出期限

平成30年6月11日（月）午後5時まで（ただし、受付時間は、午前8時30分から午後5時までの間：市役所閉庁日を除く。）

郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

なお、提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

(5) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市観光交流課都市交流室

5 提出等に関する質問

(1) 質問受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、平成30年6月18日（月）午後5時までに(2)の受付場所に持参するか、電子メール、郵送又はFAXにより送信すること。なお、持参以外の方法による場合は電話にて受付の確認を行うこと。（様式は任意）（持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までの間：市役所閉庁日を除く。）

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(2) 受付場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市観光交流課都市交流室
FAX (087) 839-2440
メールアドレス kokusai@city.takamtatsu.lg.jp

(3) 回答方法

回答はその都度、質問者に FAX 又は電子メールで行う。なお、質問と回答の内容に関しては、高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課都市交流室ホームページに掲載することとし、掲示の期間は、企画提案書等の提出期限までとする。

(4) 次のような質問に対しては回答しない。

- ア 「募集要領」に対する質問者の明らかな誤読
- イ 「募集要領」に対する質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

- エ 「募集要領」の対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの
- オ 本事業に関係しないもの
- カ 電話、口頭等による質問
- キ 受付期間以外の質問

6 企画書等の提出

(1) 提出方法

企画書の提出者として選定された者は、次の書類を(3)の提出場所に直接持参すること。

ア 企画書

(ア) 提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、企画提案書を提出すること。

(イ) 書式 A4版

(ウ) 部数 6部 (原本1部は社名入り、写し5部は無記名とする。)

(エ) 留意事項

- ・全体で15ページ以内に収めること。
- ・記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む)とすること。
- ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は、一切認めない。
- ・業務執行のために適切な人員配置及び役割分担を明記すること。ただし、容易に提案者が判別できないようにすること。

(オ) 企画提案書の書式等

- ・文字サイズは10.5ポイント以上を基本とする。
- ・使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- ・記号・略称を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響を及ぼす可能性がある。

イ 見積書

(ア) 内容

- ・提案上限額は、2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)であるが、見積書は2つに分けて、それぞれ1,500,000円(高松市分)と、500,000円(公益財団法人高松市国際交流協会分)の範囲内で見積もること。
- ・所定の様式(様式第3号)に記載すること。また、内訳書(様式は自由)を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等がわかるようにすること。
- ・具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、再提出を求めることがある。

(イ) 部数 6部 (原本1部は住所、会社名、代表者氏名入り、写し5部は無記名)

とする。) ※原本には押印をすること。

(ウ) 留意事項

- ・見積書には、見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入し、訂正した場合には、その箇所に必ず押印すること。
- ・消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税業者の表示をすること。

(エ) 北浜アリーレング広場の使用料については、5万円で見積書を作成すること。

ウ 会社概要書及び業務実績書（様式第4号）

(ア) 書式 A4版

(イ) 部数 1部

(ウ) 留意事項

- ・本業務の内容及び規模に類似する業務経歴を記載すること。

(2) 提出期限

平成30年6月25日（月）

（但し、受付時間は、午前8時30分から午後5時までの間：市役所閉庁日を除く。）

(3) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市観光交流課都市交流室

7 プレゼンテーション

選考に当たっては、プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時 平成30年6月27日（水）

時間については、参加者宛に別途通知する。（参加表明書提出期限以後）

なお、応募者が多数の場合、実施日が異なる場合がある。

(2) 所要時間 約30分（提案書説明20分、質問10分）

(3) 順番 参加表明書の提出順とする。

8 委託先の選定及び評価基準等

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について評価を行い、最も評価の高い事業者を選定し、委託先として契約を締結する。評価結果は、応募事業者に遅滞なく通知する。

評価基準は以下のとおりとする。

(1) 広く市民に、台湾や基隆市をPRするとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を醸成するイベントか。（25点）

(2) コンセプトに適したイベントか。（25点）

- ・台湾や基隆市を身近に感じ、誰もが気軽に立ち寄れるイベントか。

- ・「台湾らしさ」が体験できる台湾の特産品（伝統工芸品や名産品など）を活かしたイベントか。
- (3) 具体的な広告媒体が提案され、多数の集客が見込めるメディア露出が提案されているか。(15点)
- (4) 実施計画等の内容が、実行力や実現性が高いものか。(10点)
- (5) 業務執行のために適切な人員配置及び役割分担が妥当になされており、市との連絡・協議がスムーズに行える体制か。(10点)
- (6) イベント運営、企画、広告に係る業務実績及び本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。(10点)
- (7) 提案された内容で費用対効果が最大限期待できるか。(5点)

9 契約

- (1) 提案が特定された者であっても、契約手続が完了するまでは、高松市との契約関係は生じない。
- (2) 契約内容は、本要領、仕様書及び企画提案書等に基づいて改めて協議を行い、最終的な業務内容をまとめた仕様書へと変更した上で契約を締結する。
- (3) 次点繰上げ
契約締結までに、特定された者が特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果が次点の者から順に繰り上げて特定の相手方とする。

10 提案公募の中止等

高松市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、高松市はその責を負わない。

11 不当要求行為の排除対策

高松市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※ 契約監理課ホームページ (<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/19836.html>)

12 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1 3 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。)⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している

(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/20499.html>)。

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/file/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf)

1 4 留意事項

- (1) 参加表明書及び提出物の制作・提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行った場合は、当該表明及び提案を無効とする。
- (3) 参加表明書及び提出物は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提出物は、委託先の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出物のうち、特定されたものは、特定後一定の間、評価結果とともに公開することがある。なお、選定されなかった企画提案書についても公開することがある。非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではない。
- (6) 企画提案書作成のために高松市観光交流課都市交流室から受領した資料は、了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、事業実施までに、特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更することがある。
- (8) 参加者が1者のみであった場合でも、本提案公募を有効として取り扱うこととする。